

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

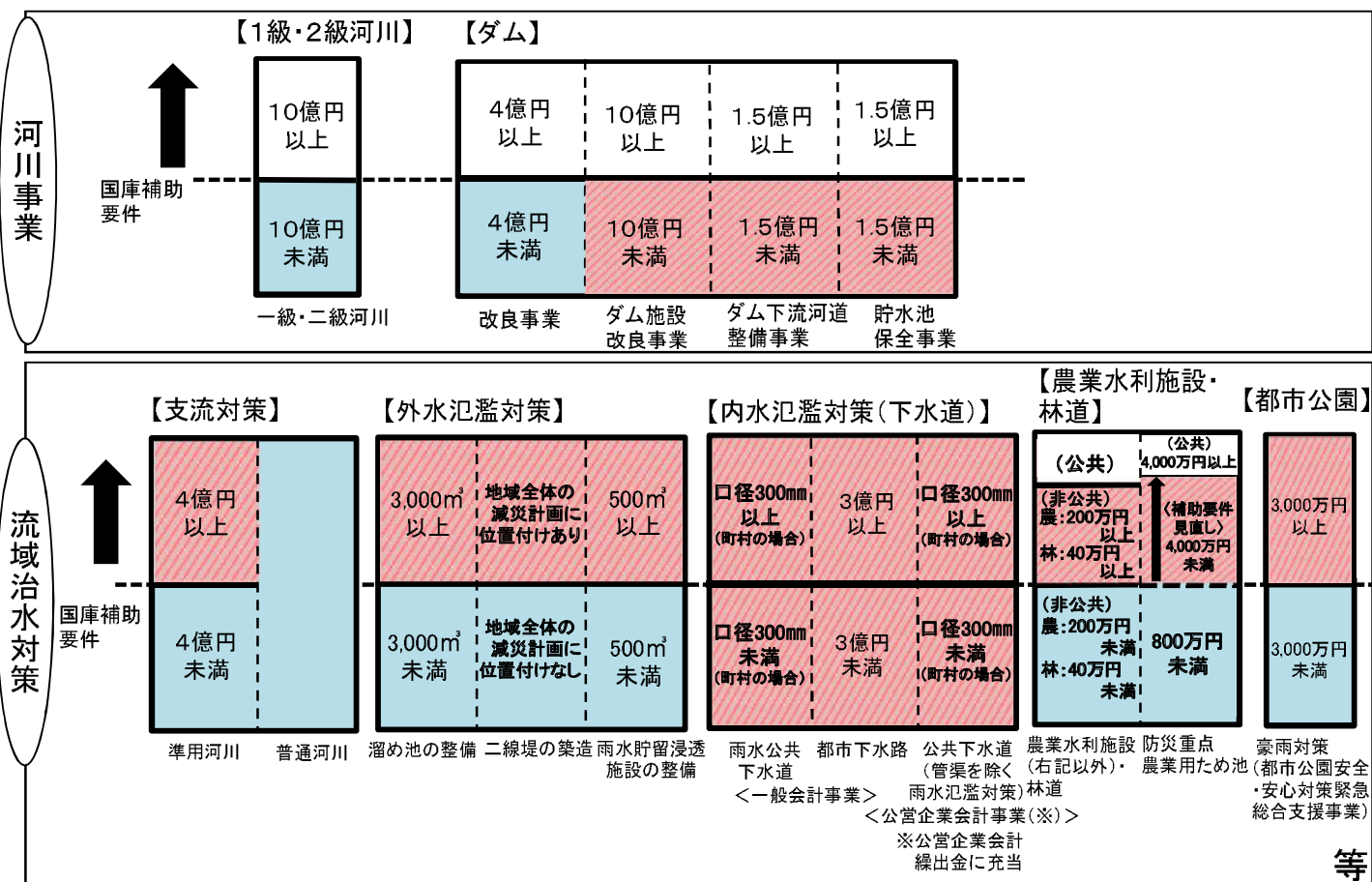
充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

■ 現行の対象事業 ■ 対象拡充部分



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

5,000億円

【対象事業の拡充】

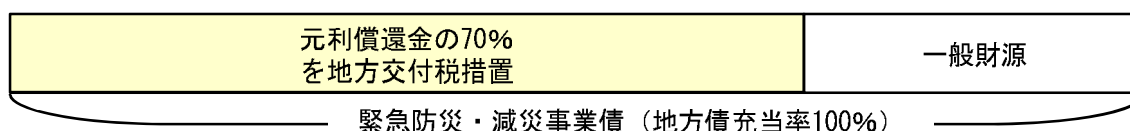
- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)

<避難所における3密対策>



【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）

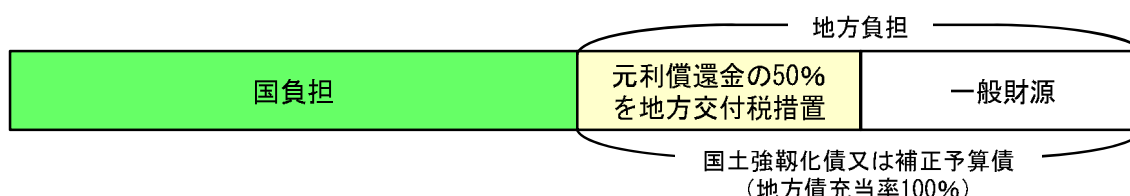


2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%、交付税措置率50%）

補正予算分：補正予算債（充当率100%、交付税措置率50%）



防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策に位置付けられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

<ため池の防災工事(イメージ)>



(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

<ため池の浚渫工事(イメージ)>

【事業費】

100億円（令和3年度）

※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

<対 象 事 業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

<事 業 期 間> 令和6年度まで

<事 業 費> 1,100億円



2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる